

広島県告示第三百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | | | |
|-------------|----------------------------|------------|---------------------|-------|----------|
| 所在地 | 広島県竹原市下野町宿根、同市竹原町及び同市下野町地内 | | | | |
| | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | | | |
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法 |
| 賀茂川支川（四四a） | 土石流 | 次の図のとおり | 賀茂川支川（四四a） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 賀茂川支川（四四b） | 土石流 | 次の図のとおり | 賀茂川支川（四四b） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 明神東谷（四四隣a） | 土石流 | 次の図のとおり | 明神東谷（四四隣a） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 明神西谷（四四隣b） | 土石流 | 次の図のとおり | 明神西谷（四四隣b） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 賀茂川支川（四五） | 土石流 | 次の図のとおり | 賀茂川支川（四五） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 賀茂川支川（四五隣a） | 土石流 | 次の図のとおり | 賀茂川支川（四五隣a） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 賀茂川支川（四五隣b） | 土石流 | 次の図のとおり | 賀茂川支川（四五隣b） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 水長山二川（二三七） | 土石流 | 次の図のとおり | 水長山二川（二三七） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 水長山一川（二三八a） | 土石流 | 次の図のとおり | 水長山一川（二三八a） | 土石流 | 次の図のとおり |
| 水長山一川（二三八b） | 土石流 | 次の図のとおり | 水長山一川（二三八b） | 土石流 | 次の図のとおり |

| | | | | | |
|------------------------|-----|---------|------------------------|-----|---------|
| 西の川(二 三六隣b) | 土石流 | 次の図のとおり | 西の川(二 三六隣b) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 西の川(二 三六隣c) | 土石流 | 次の図のとおり | 西の川(二 三六隣c) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根中西谷 (五一二五) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根中西谷 (五一二五) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根下西谷 (七〇五四) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根下西谷 (七〇五四) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根中南谷 (七〇五五) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根中南谷 (七〇五五) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根中北谷 (七〇五六) a) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根中北谷 (七〇五六) a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根中北谷 (七〇五六) b) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根中北谷 (七〇五六) b) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根中北谷 (七〇五六) 隣a) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根中北谷 (七〇五六) 隣a) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根上南谷 (七〇五七) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根上南谷 (七〇五七) | 土石流 | 次の図のとおり |
| 宿根下東谷 (七〇五八) | 土石流 | 次の図のとおり | 宿根下東谷 (七〇五八) | 土石流 | 次の図のとおり |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。